

# 令和2年三重県議会定例会

## 防災県土整備企業常任委員会説明資料

### ◎議案補充説明

- 1 議案第23号「三重県防災対策推進条例案」について…………… 1

### ◎所管事項説明

- 1 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における  
県有施設の見直しについて（防災対策部関係分）…………… 5
- 2 「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』（仮称）最終案に対する  
意見」への回答（防災対策部担当分）…………… 6
- 3 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）について（防災対策部  
担当分）…………… 7
- 4 三重県職員防災人材育成指針（最終案）について…………… 14
- 5 三重県地域防災計画等の修正について…………… 17
- 6 三重県広域受援計画及び三重県版タイムラインの修正等について…………… 21
- 7 地域防災課題解決プロジェクトについて…………… 23
- 8 令和元年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）について…………… 27
- 9 袋井市原子力災害広域避難計画について…………… 40

### 【別冊】

別冊1：三重県防災対策推進条例改正案 主な改正条文の新旧対照表

別冊2：三重県職員防災人材育成指針（最終案）

別冊3－1：三重県広域受援計画 令和2年3月修正案 主な新旧対照表

別冊3－2：三重県版タイムライン 令和2年3月修正案（抜粋）

別冊4：「共助」の取組促進の手引き（地域防災課題解決プロジェクト  
報告書）

別冊5：令和元年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）

令和2年3月10日

防災対策部

## 1 「三重県防災対策推進条例案」について

## 1 これまでの経緯

三重県防災対策推進条例について、制定後 10 年間の状況や今後の方向性を反映させるため、昨年 9 月に基本的な考え方を、12 月に中間案をお示ししました。

12 月から本年 1 月までに中間案に対するパブリックコメントや市町、防災関係機関への意見照会を行い、三重県防災会議の専門部会である防災・減災対策検討会議での議論をふまえ、条例の改正案を取りまとめました。

## 2 改正案の特色について

- 本条例の改正にあたっては、「自助」「共助」「公助」の理念により、共に力を合わせて防災対策を進めることを基本としながら、新たに、防災対策を特別な活動ではなく、日々の生活と一体のものとする「防災の日常化」の概念の定着を図ることで、県の防災力の向上を推進したいとの考えを重視し、前文及び基本理念を定めました。
- 総則において、「防災の日常化」「SDGs」「事前復興」「地域特性や被災者に応じた防災対策」（第 3 条第 3～5 項）に関して基本理念を追加するとともに、Society5.0 の実現をめざした新たな技術の活用（第 7 条第 6 項）などを定めました。
- 災害予防対策において、職員の人材育成（第 32 条）、地区防災計画の普及促進（第 41 条）、消防団の充実・強化への支援（第 50 条）、広域受援計画に基づく対策の推進（第 57 条）、タイムラインによる対策の実施（第 58 条）、復興体制の準備（第 59 条）などを定めました。
- 災害応急対策において、避難所における良好な生活環境の確保（第 73 条第 2 項）、被災地への応援（第 79 条第 3 項）などを定めました。
- 災害復旧復興体制において、再度の災害防止の観点での復旧（第 84 条）などを定めました。

## 3 パブリックコメント及び市町・防災関係機関からの主な意見について

- ① 実施期間 令和元年 12 月 13 日（金）～令和 2 年 1 月 14 日（火）まで
- ② パブリックコメントで 42 件、市町・防災関係機関の 3 機関から意見があり、主に条文の文章表現に関する意見であるため、関係条文の修正等を行いました。

## 4 三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」における主な意見について

- ① 避難所の対策として市町と県の行動は規定されているが、住民が運営する視点も必要ではないか。

住民主体の避難所の運営が望ましいため、第 3 章災害応急対策において、自主防災組織の責務として第 65 条に「避難所の運営」を追加します。

- ② 生活再建等の際に取り残される社会的弱者への支援が必要となるため、県民一人ひとりの生活再建を企図した視点が必要ではないか。

復興において、社会的弱者を含め県民が生活再建を果たす必要があることから、第84条第3項を「県は、市町及び防災関係機関と連携して、前項の復興方針及び復興計画の定めるところにより、県民の生活再建を含めた復興対策を実施しなければならない」と修正します。

#### 4 今後のスケジュール

令和2年3月25日(水)

防災会議で報告

4月～

条例改正内容の周知・普及、条例関連事業の推進

条例の概要

○「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と力を合わせて、地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図るため、防災対策を推進することを目的として制定。

○構成

前文	自助、共助、公助の理念のもと、防災対策を推進する三重の決意
総則	目的や基本理念など条例全体に共通する事項を規定
災害予防対策	災害が起こる前に、災害の発生又は拡大を防ぐための対策を規定
災害応急対策	災害が発生したとき、あるいは災害が発生するおそれがある場合に、被害の発生又は拡大を防ぐための対策を規定
災害復旧復興対策	災害が起こったあとに、施設や地域社会を再生し、より災害に強いものにするための対策を規定
雑則	県民の意見を聴くことなどを規定

現状

条例改正の背景

制定後10年間で、大きな地震被害や近年の地球温暖化に伴い激しさを増す台風や集中豪雨による被害が発生。

《地震》

○平成23年3月 東日本大震災

○平成28年4月 熊本地震

《風水害》

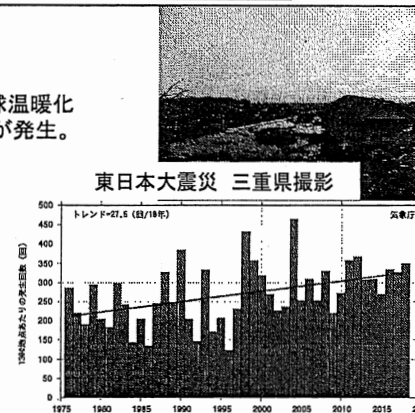
○平成23年9月 紀伊半島大水害

○平成30年7月 西日本豪雨

○令和元年 令和元年房総半島台風

令和元年東日本台風

歴史的災害の発生



増加傾向にある全国の1時間あたり50mm以上の降雨発生回数

課題

大規模災害が起こるたびに、県民の危機意識が向上するものの、災害時における避難行動に必ずしも結びついていない。適切な避難行動につなげるために、「自助」の取組と合わせて「共助」の取組のさらなる促進が必要である。

近年の災害の教訓を踏まえ、「三重県復興指針」「三重県広域受援計画」「三重県版タイムライン」等を策定したところであり、大きな災害を経て検討した新たな観点を条例に加える必要がある。

今後の社会の変化への対応

ICTの進展に伴う新しい社会(Society5.0)への対応、事前復興の考え方の反映(SDGs)や、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対して、全職員の防災対応力向上など、今後の社会情勢を見越した対応が必要である。

条例改正案

前文

防災の日常化(前文の改正)

「防災の日常化」による防災力の向上、「自助」「共助」「公助」の力の結集させ災害に強い三重をつくるための決意である。

総則

基本理念の追加(第三条)

第三条3 防災対策は、災害が必ず起こることを前提として、被害を最小限にするため、日々の生活と一体であると考え実施されなければならない。

4 防災対策は、地震、台風等の自然災害の経験で培われた知識及び技術を活用し、早期の復旧復興に備えた事前の対策を含めて実施されなければならない。

5 防災対策は、地域特性、高齢者、障がい者、乳幼児その他被災者等の事情を踏まえて実施されなければならない。

新たな防災技術の活用(第七条第6項)

DONETを活用した津波予測システムやSNSの活用をはじめ、Society5.0の実現を目指した新たな防災・減災技術を活用し、対策を推進することを県の責務として新たに定める。



総則

表彰制度(【条文を追加】第十二条)

地域における優れた防災活動を表彰し、他の地域へ普及させるための表彰制度として新たに定める。



みえの防災大賞表彰式

災害予防対策

過去の災害から得られた教訓の伝承(第十三条第3項)

伊勢湾台風や東日本大震災等の過去の災害から得られた教訓を伝承するなどにより防災対策を進めることを、県民の責務として新たに定める。

要配慮者への支援(第十七条、第二十四条、第三十五条)

要配慮者からの情報提供、県における要配慮者にかかわる団体への支援等について、再整理を行う。

防災人材の育成(【条文を追加】第三十二条)

災害時に的確に行動し、早期の復旧復興を成し遂げる職員の育成を、県の責務として新たに定める。

# 三重県防災対策推進条例改正案の概要

## 条例改正案

### 災害予防対策

BCP(事業継続計画)の整備(【条文を追加】第三十四条)  
県のBCPの策定と、事業者のBCP策定支援を、県の責務として新たに定める。

地区防災計画の普及促進等(【条文を追加】第四十一条)  
地域における共助の促進を目的に、地区防災計画の重要性の普及啓発と、県民の計画策定の支援を、県の責務として新たに定める。

消防団の充実強化(【条文を追加】第五十条)  
地域の防災力強化のために、消防団の組織の充実及び機能の強化のための支援等について、県の責務として新たに定める。

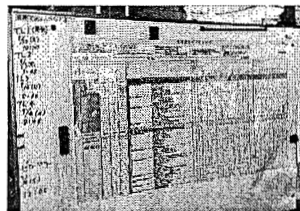
観光旅行者の安全の確保(【条文を追加】第五十五条)  
観光旅行者の災害時の避難対策等について、県の責務として新たに定める。

協定の活用(第五十六条第2項)  
県と防災関係機関等との協定を災害時に適切に運用するための必要な措置について、県の責務として新たに定める。

広域的な連携の強化と受援体制の確立  
(【条文を追加】第五十七条)  
大規模災害時に効果的な被災者支援につなげるための広域受援計画に基づく対策の推進について、県の責務として新たに定める。



「抜け・漏れ・落ち」のない体制の整備(【条文を追加】第五十八条)  
紀伊半島大水害の教訓等を踏まえ、三重県に上陸するおそれのある台風などに対しては、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理したタイムラインによる応急対策の実施を、県の責務として新たに定める。



タイムラインの掲示状況



台風に備えた緊急部長会議の様子

復興体制の準備(【条文を追加】第五十九条)  
東日本大震災では、応急対策活動に追われ、復興に向けた取組になかなか着手できなかったことから、早期の復興を見据えた復興計画のための復興指針策定など復興体制の整備について、県の責務として新たに定める。

### 災害応急対策

災害発生時等における迅速な避難(第六十一条)  
災害発生時の避難や津波等が予測される場合の県民の避難について、「自らの命は自らが守る」などの率先避難を前提に、南海トラフ地震臨時情報への対応等も含め、再定義する。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制(第六十九条第1項)  
災害発生時の混乱を回避するために、従業員の一斉帰宅を抑制するように努めることを、事業者の責務として新たに定める。

被災者に関する情報連絡体制(第七十一条第2項)  
災害発生時において、被災者の救出等に必要な情報提供を行うよう、県の規定として新たに定める。

避難所における良好な生活環境の確保(第七十三条第2項)  
避難所生活における被災者のニーズに対応し、避難所の良好な生活環境を確保するように努めることを、市町の役割として新たに定める。

災害関連死の防止(第七十三条第3項)  
災害による直接死だけでなく、住民の災害関連死の防止に努めることを市町の役割として新たに定める。

被災地への応援(第七十九条第3項)  
被災地への応援について再定義するとともに、被災地の災害応急対応及び県の災害対応力を強化するために、職員派遣等を行うことを、県の責務として新たに定める。



台風第19号長野県中野市への派遣

### 災害復旧復興対策

再度の災害防止・復旧の実施(第八十四条第1項)  
災害が再発しないように復旧に努める措置を講じることを、県の責務として新たに定める。

### 附則

災害マネジメントサイクルの確立(【附則を追加】)  
災害の検証結果を次の防災・減災対策につなげる災害マネジメントサイクルの確立のため、5年ごとの検証・検討を新たに定める。

# 1 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて(防災対策部関係分)

## 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	備蓄倉庫 <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、防災関係資機材を保管する目的で平成2年に建設され、現在も資機材を保管している。現在の場所でなければならぬ理由がないこと、資機材の移動先も確保可能であることなどから、廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.7まで 保管している資機材の要・不要の分別</li> <li>・H30.8 必要な資機材の移動</li> <li>・H30.11 第二次みえ県有財産利活用方針に基づく地元自治体への購入意向確認(意向なし)</li> <li>・R1.6~7 アスベスト分析調査(なし)</li> <li>・R1.8~11 登記・測量業務の実施</li> <li>・R1.8~ 不要な資機材の処分</li> <li>・R1.12 不動産鑑定の実施</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2.3 売却</li> </ul>	防災対策部
2	衛星第2統制局舎 <直営>	<p>廃止(解体)</p> <p>当該施設は、本庁舎が地震等により無線統制局としての機能を果たせなくなる場合に備えて平成9年に建設されたが、現在は倉庫として利用している。本庁舎の免震化により無線統制局の機能は確保されていることなどから、廃止(解体)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部において、当該施設敷地とその背後地を併せた利活用を検討中</li> <li>・H30.7まで 保管している無線設備の予備品等の要・不要の分別、設備の廃止に必要な手続き等の確認</li> <li>・必要物品の順次移動</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管している無線設備の予備品等の保管場所確保が必要</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要物品の移動先の検討</li> <li>・移動先の決定後、必要物品を移動</li> <li>・総務部の利活用方針等をふまえ、必要な対応を実施</li> </ul>	防災対策部

2 『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案に対する意見  
への回答(防災対策部担当分)

番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
111	災害から地域を守る自助・共助の推進	防災対策部	地震発生に伴う住宅・建築物倒壊による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の耐震化の促進についてはその重要性を認識して積極的に取り組まれない。	住宅や建築物が地震で倒壊すると人命や財産が失われるだけでなく、避難路の閉塞などにより救助活動に支障をきたし、復旧復興の遅れにもつながることから、被害をできる限り軽減する対策が重要であると認識しています。そのため、市町や建築関係団体等と連携しながら、引き続き住宅・建築物の耐震化促進に取り組んでまいります。
112	防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部	気候変動の影響から激甚化・頻発化すると考えられる風水害等に対して適切に対応するとともに、来年度に予定している「三重県地球温暖化対策総合計画(仮称)」の策定に当たっては、本行動計画との整合性を図るべく調整されたい。	気候変動を踏まえて防災・減災対策を推進していくこととし、本行動計画に追記しました。また、「三重県地球温暖化対策総合計画(仮称)」の策定作業においては、本行動計画における防災・減災対策との整合性を図るべく、関係部局と調整を行ってまいります。

### 3 みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）について （防災対策部主担当分）

施策 1 1 1 災害から地域を守る自助・共助の推進

施策 1 1 2 防災・減災対策を進める体制づくり



## 施策111 災害から地域を守る自助・共助の推進

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんが日ごろから防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっていくとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

### 現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、県民の防災意識の醸成、市町の支援などに取り組んできました。気候変動や防災・減災に関する技術革新、近年の災害等から得られた検証結果をふまえて、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、引き続き、防災対策に取り組む必要があります。
- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、わかりやすい情報提供に取り組んできたところです。新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報提供ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成することが求められています。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧させる体制を整える必要があります。
- 大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行ってきました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する台風・風水害など「必ず起こる」災害に備えて、被害を最小限にするため、さまざまな主体との連携・協働や新しいツール・手法の活用により、「防災の日常化」が定着するとともに、災害時に適切な避難行動を行えるよう「自助」「共助」の取組を推進します。

**取組方向**

- **基本事業1 多様な主体が連携した防災活動の促進**  
 発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害などに備え、「みえ防災・減災センター」と連携して防災人材の育成・活用や防災・減災に関する普及啓発を行うとともに、地区防災計画の策定や自主防災活動など、市町の「共助」の取組を支援すること等により、地域や学校・職場において、さまざまな主体が連携して、地域の特性や課題に応じた防災活動が促進されるよう取り組みます。
- **基本事業2 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供**  
 災害時に県民一人ひとりの「命を守る」ために、避難行動要支援者等も含めて適切な避難ができるよう、日ごろから防災情報の理解や事前の備えの促進を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などさまざまなツールや新しいICT（情報通信技術）等も活用しながら、「自助」「共助」の取組に必要なきめ細かな防災情報を迅速に提供します。
- **基本事業3 学校における防災教育の推進**  
 子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上などに取り組みます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進します。さらに、災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制の整備に取り組みます。
- **基本事業4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化**  
 「みえ災害ボランティア支援センター」の強化を図りつつ、市町における受援体制の整備を支援するとともに、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が円滑かつ効果的な支援を展開できるよう活動環境の充実・強化に取り組みます。
- **基本事業5 住宅・建築物の耐震化の促進**  
 木造住宅や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震診断が義務付けされた民間建築物の耐震化を促進するとともに、危険な空き家除却の取組を支援することにより、まちの安全性の向上に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	50.0%	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地区防災計画等を作成している市町数	4市町 (30年度)	29市町	地区防災計画やそれに準じる計画を作成している市町の数
「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	24.5%	33.3%	「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報等を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合	82.7%	100%	住居地において大雨・洪水等の際に避難行動をとろうとする県民の割合（防災に関する県民意識調査）
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% (30年度)	100%	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数(累計)	-	1,200件	市町が行う耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助事業に対して、県が財政支援した件数

## 施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

### 県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

### 現状と課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震といった大規模災害で明らかになった課題や教訓等をふまえて策定した各種の計画に基づき、地域の防災・減災対策を推進してきました。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等に備え、今後、計画の見直しも進め、災害対応に携わる人材の育成等を含めた防災・減災体制の強化を進める必要があります。
- 「三重県広域受援計画」や「三重県版タイムライン」等の策定、それに基づく訓練の実施など、災害時に的確な対策を実践できるよう国、市町、防災関係機関等と連携して取組を進めてきました。気候変動や防災・減災に関する技術革新等もふまえ、県民の生命・財産を守るため、さまざまな関係機関との連携をさらに進め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- 災害拠点病院における施設整備の支援や、保健医療活動を支える人材の育成などに取り組んでいます。今後も引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における保健医療体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 学校施設においては、屋内運動場等の天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備などの防災・安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、学校施設の防災・安全対策を進めていく必要があります。
- 消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。  
また、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震、頻発する台風・集中豪雨などの自然災害、コンビニートにおける事故等の災害に備え、県民の皆さんが安全・安心に暮らせるよう、ICTの活用等により、市町、消防その他防災関係機関と連携した防災・減災対策のさらなる深化を図ります。

**取組方向**

■ 基本事業1 防災・減災対策の計画的な推進

「三重県防災・減災対策行動計画」等の計画を推進するとともに、新たな知見の導入や気候変動への適応、訓練等による実効性の検証を通じた改善を図り、その成果を県民に周知していきます。また、「三重県職員防災人材育成指針」等に基づく職員の育成とともに、災害への備えから復旧・復興までを見据えて、防災・減災体制の強化を図ります。

■ 基本事業2 災害対策活動体制の充実・強化

防災・減災に関する技術革新等をふまえ、気象庁等の防災関係機関や県民からの情報を災害対策活動に活用することや、さまざまな訓練を通じて、地域の特性や課題に応じたきめ細かな対応に向け災害対策活動体制の充実・強化を図ります。また、災害が発生した場合にも、早期の復旧・復興ができるよう、ライフライン事業者やインフラ事業者、国、他の都道府県等との連携を進めます。

■ 基本事業3 災害保健医療体制の整備

災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画（BCP）の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成を進めます。

■ 基本事業4 教育施設の防災対策

県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の防災機能の強化を図ります。

■ 基本事業5 消防・保安対策の充実・強化

消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、引き続き消防団の入団促進や消防本部の連携強化などに取り組むことで、消防本部および消防団の組織の活性化を支援し、消防体制および消防力の充実・強化を図ります。また、高圧ガス等を取り扱う事業者に対して保安検査等を実施し、事故の発生防止に努めるとともに、研修会の開催等により、産業保安の確保を図ります。

**主指標**

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率	98.2% (30年度)	100%	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値

**副指標**

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県が主催し、市町・防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数	13回 (30年度)	13回	県が主催し、継続的に実施している市町・防災関係機関と連携した実動訓練および図上訓練の実施回数
業務継続計画（BCP）を整備する病院の割合	31.2% (30年度)	100%	BCPの考え方に基づく災害医療マニュアルを整備した病院の割合
消防団員の条例定数の充足率	92.4% (30年度)	93.3%	各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合

## 数値目標一覧（防災対策部主担当分抜粋）

各施策に設定した、県民の皆さんに成果をわかりやすくあらわす指標である「主指標」と、施策を適切に評価する際に、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標である「副指標」の一覧です。

### I 守る ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
111	主指標	継続	率先して防災活動に参加する県民の割合	自助・共助の推進には、率先して防災活動に参加する県民の割合が増えることが必要であることから選定しました。	東日本大震災以降で最高値となった数値（平成25年度実績値 57.5%）を上回るよう、自ら主体的に防災活動に参加する県民の割合を毎年約2.5%高めることをめざし、目標値を設定しました。	50.0%	60.0%
111	副指標	新規	地区防災計画等を作成している市町数	各地域の防災力を高めるためには、地区防災計画等の策定に地域や市町が連携して取り組む必要があることから選定しました。	全ての市町において地区防災計画等を作成していることをめざし、目標値を設定しました。	4市町 (30年度)	29市町
111	副指標	継続	「防災みえ.jp」から防災情報等入手している県民の割合	気象や災害に関する情報を総合的に提供するホームページを利用する人の割合が高まることで、災害時に県民の迅速な対応につながるから選定しました。	「防災みえ.jp」の周知や内容の充実を図り、現状値（24.5%）の約4人に1人から、少なくとも3人に1人が気象や災害に関する情報を「防災みえ.jp」から入手する状態となることをめざし、目標値を設定しました。	24.5%	33.3%
111	副指標	新規	大雨等の際にと避難行動をとる県民の割合	大雨・洪水の際に自ら命を守るためには、率先して必要な避難行動をとることが重要であり、避難行動をとる県民の割合を増やす必要があることから選定しました。	避難行動をとる必要のある全ての県民の皆さんが、災害から命を守ることができていることをめざし、目標値を設定しました。	82.7%	100%
111	副指標	継続	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	災害時に子どもたちの命を守るとともに、支援者の立場で地域の一員として行動できるようにするためには、家庭・地域と連携した取組が重要であることから選定しました。	全ての学校で家庭や地域と連携した防災教育を実施していること（100%）をめざし、目標値を設定しました。	92.4% (30年度)	100%
111	副指標	新規	耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数（累計）	地震災害などに対するまちの安全性を確保するためには、耐震改修と除却を進めることが必要であることから選定しました。	市町の要望に応え、地震に強いまちづくりを進めるため、年300件の耐震改修と除却補助を行うことをめざし、目標値を設定しました。	—	1,200件

施策番号	区分	新規・継続の別	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
112	主指標	継続	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率	防災・減災対策の具体的な推進については、「三重県防災・減災対策行動計画」に基づき、取組を実施していることから選定しました。	「三重県防災・減災対策行動計画」の取組を着実に進め、毎年度設定した進捗率を100%達成することをめざし、目標値を設定しました。	98.2% (30年度)	100%
112	副指標	変更	県が主催し、市町・防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数	災害対応力を向上させていくためには、市町・防災関係機関と連携した訓練を継続して実施することが重要であることから選定しました。	新たな災害の経験や教訓、課題に対応し、災害対応力を向上させていくためには、毎年度継続的に13回の訓練（実動訓練1回、本部図上訓練3回、地方部図上訓練9回）を実施していくことをめざし、目標値を設定しました。	13回 (30年度)	13回
112	副指標	新規	業務継続計画（BCP）を整備する病院の割合	災害時においても入院患者の命を守るとともに、傷病者の対応を行うため、業務継続計画（BCP）の考え方に基づく災害医療マニュアルを整備することは重要であることから選定しました。	災害時における継続した医療の提供の主な担い手は病院であることから、まずは全ての病院がBCPを整備することをめざし、目標値を設定しました。	31.2% (30年度)	100%
112	副指標	継続	消防団員の条例定数の充足率	南海トラフ地震等の発生が危惧されている中、地域の安全・安心を確保するためには、地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化を図っていく必要があることから選定しました。	人口減少、高齢社会の進展により、各市町における消防団員の確保は困難になり、全国的に消防団員数が減少する中、条例定数充足率が100%未満の市町が毎年1名を増員した場合の充足率93.3%を目標値として設定しました。	92.4% (30年度)	93.3%

## 4 三重県職員防災人材育成指針（最終案）について

### 1 これまでの経緯

三重県職員防災人材育成指針について、全ての職員が日常的に防災・減災に取り組み、発災前から復旧・復興に至るまで県民の皆様を災害から守るために必要となる知識や心構えを身につけるため、中長期的な人材育成の指針となるよう、昨年9月に骨子案を、12月に中間案をお示ししました。

三重県防災会議の専門部会である防災・減災対策検討会議での議論をふまえ、「三重県職員防災人材育成指針（最終案）」をまとめました。

### 2 三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」における主な意見

#### (1) 人事上の工夫について

ア. 職員の能力向上に対するインセンティブが働くような人事上の工夫が必要ではないか。

イ. 災害時に経験があり的確に指揮ができる職員が幹部にいと安心できるのではないか。

→「防災スペシャリスト人材の確保」等を掲載

#### (2) 研修以外の取組について

ア. 災害現場での活動など、OJT的な取組も進めていく必要があるのではないか。

→「被災自治体への積極的な職員派遣」等を掲載

#### (3) 研修のスキームについて

ア. 職員が必ず研修を受講するスキームがあることが重要。

→役割別、階層別に研修を受講することを掲載

イ. 被災自治体の災害記録誌は職員の対応プロセスまで記載されていない。そこで災害エスノグラフィーを活用し被災体験を共有しモチベーションを上げ、全体像を把握した上で個別業務を学ぶという手順を取ったほうがよい。

→「災害（被災）イメージ力」向上と「災害対応の全体像把握力」向上を重点的な取組として掲載

### 3 中間案からの主な変更点について

#### (1) 指針の位置付けについて

職員に対する防災教育については、従来から災害対策基本法第47条の2に基づき、地域防災計画の定めるところにより実施していましたが、全職員が日常的に防災・減災に取り組むにあたり、三重県防災対策推進条例改正案第32条に「職員の人材育成」に関する措置の規定を検討しています。

そこで、本指針は災害対策基本法第47条の2、及び条例改正案第32条に基づき県が講じなければならない人材育成に関する措置の具体的な方向性を定めた指針として位置付けます。

また、本指針に基づく取組は、「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成の取組と連携しながら進めます。

(三重県防災対策推進条例改正案より)

第 32 条 (職員の人材育成)

県は、災害発生時等において、防災対策に関する責務を最大限に果たすため、あらかじめ人材育成に関し、必要な措置を講じなければならない。

(災害対策基本法より)

第 47 条の 2 (防災教育の実施)

災害予防責任者(三重県知事)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

(2) 計画的な育成の取組について

本指針は、三重県職員の防災人材育成の方向性を定めたものであることから、具体的な取組については、毎年「三重県職員防災人材育成計画」を策定して計画的に取り組むこととしました。

なお、令和 2 年度の人材育成計画については令和 2 年 3 月中の完成を目指し、具体的な研修カリキュラムについて現在検討を進めています。

役割別研修では三重県災害対策本部で中心的な業務を担う災害対策統括部配備要員向けの研修を実施する予定です。

また、階層別研修では、従来から行ってきた新規採用職員入庁時研修や課長等防災研修に加え、主任級昇任時や新任係長、新任班長を対象とした研修を予定しているほか、人と防災未来センターが主催する災害対策専門研修「トップフォーラム」を三重県で令和 2 年度に開催することとなりましたので、部局長級職員が当研修を受講できるよう調整しています。

さらに、指導的立場の職員が各部局や各所属で研修を実施できる環境を整えるため、研修で用いることができる標準教材を令和 2 年度に開発します。

4 今後のスケジュール

令和 2 年 3 月 25 日 (水)

4 月～

防災会議で報告

指針の職員への普及、計画に沿った研修の実施

研修教材の開発 等



# 三重県職員防災人材育成指針（最終案）～県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員～

別紙

## 中長期的な人材育成の指針となる「三重県職員防災人材育成指針」を策定（R2.3月予定）

三重県防災対策推進条例（改正案）第32条に基づき、「県が講じなければならない人材育成に関する措置」の具体的な方向性を定めた指針

### 課題認識

○南海トラフ地震や風水害の激甚化、コミュニティの弱体化など  
社会の変化のため、あらゆる分野で備えが必要

○三重県職員への意見照会では、被災経験が無いため、

**自らがすべき行動がわからない状況**

「そのような死者が出る災害だという感覚とは  
結び付いていなかった」（阪神・淡路大震災）

「何かしなければならぬが何をすべきか分からず、  
不安だけが広がった。」（東日本大震災）

被災自治体  
職員の手記等

＜災害対応を行う行政職員の共通的な課題を整理＞

ここが  
重要



- 災害（被災）イメージ不足
- 災害対応の全体像がわからない
- 災害対応のマナジメント手法がわからない
- 個別業務がわからない

### 指針がめざすもの

全ての職員が、

- ・日常的に防災・減災に取り組む
- ・発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる資質をもつ

○職員像 県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

○5つの行動原則

（災害発生前～復旧・復興の間に  
職員に求められる行動として整理）

- 1 被災地から学び備える
- 2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る
- 3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する
- 4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する
- 5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一歩先を見据える

### 防災人材育成の方向性

○職員が身につけておくべき能力

「平常時の業務に取り組む姿勢が  
災害時にも活かした」（東日本大震災）

被災自治体  
職員の手記等

平常時の行政運営に必要とされる能力をベースとしつつ、  
課題を解決するため次の項目の能力向上を目指す

- 災害（被災）イメージ力
- 災害対応の全体像把握力
- 心構え
- 災害対応のマネジメント能力
- 個別業務の処理能力



役割別

災害対策本部における各役割を担う職員に必要  
とされる能力の向上

統括部、部隊別、所属別等の研修

階層別

平常時に各階層で必要となる能力と関連する  
能力の向上

階層別の研修

○研修

災害を疑似体験する手法  
過去の災害記録の活用  
標準教材の作成



被災  
自治体  
職員  
の  
体験談

○OJT

被災体験を学び災害（被災）イメージ力を向上

被災地派遣、災害対策本部の経験、BCP検証 など

○人事 適材配置、防災スペシャリスト人材の確保

➡ 指針に基づき計画的な人材育成を実施

## 5 三重県地域防災計画等の修正について

### 1 三重県地域防災計画

三重県地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、各防災関係機関が三重県の地域にかかる災害対策を総合的、計画的に推進するとともに、三重県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することで、社会秩序の維持と公共の福祉の確保することを目的としています。

令和2年3月には、近年、全国各地で発生し大規模災害となった風水害や大地震の教訓等をもとに修正された国の防災基本計画等の内容を反映するとともに、本県独自に取り組んでいる対策の実態を踏まえて、防災のために行うべき事務や業務について修正を行います。

#### (1) 地震・津波に関する事項

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴い、南海トラフ地震臨時情報発表における、県、市町、関係機関等の防災対応の方向性を追加します。

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）  
迅速な初動体制の確立や情報の収集・伝達方法
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）  
情報の収集・伝達や後発地震に対する警戒措置等
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）  
情報の収集・伝達や後発地震に対する注意措置等

#### (2) 風水害等に関する事項

近年の風水害対応の教訓等を踏まえて、修正を行います。

- 5段階の警戒レベルによる防災情報の提供  
警戒レベル2～5相当の防災情報の提供を追記
- 市町による避難勧告等の発令の変更  
[警戒レベル3] 避難準備・高齢者避難開始、[警戒レベル4] 避難勧告、[警戒レベル4] 避難指示（緊急）、[警戒レベル5] 災害発生情報の発令変更を追記
- SNS、AI技術等を活用した防災対策の充実  
SNS、AI技術等を活用した新たな防災ツールを通じた情報発信等を追記
- タイムラインにおける「ステージ」への名称変更  
「タイムラインレベル」から「タイムラインステージ」への名称変更
- 「地方部タイムライン」の運用  
県地方災害対策部での「地方部タイムライン」の運用を追記
- 原子力災害にかかる県外からの避難受入れ  
県有施設の一時避難所としての提供や避難経由所の設置、市町への支援（避難所運営支援）を追記

### (3) 共通事項

近年の災害の課題や令和元年度の防災に関する取組等を踏まえた修正を行います。

- 企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成  
県による企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成促進や企業・事業所による作成努力等を追記
- 地域と文化財所有者等が連携した防災対策  
地域との合同の防災訓練、避難訓練の実施等について円滑に検討するため、文化財所有者等と地域との連携の推進等を追記
- 防災人材育成の充実  
「三重県職員防災人材育成指針」に基づく取組を追記
- 通信にかかる停電対策の推進  
令和元年房総半島台風を教訓とした防災上の通信の確保について追記
- 全病院の災害医療マニュアルの整備  
全病院においてBCPの考え方に基づいた災害医療マニュアルの整備を追記
- 災害薬事コーディネーター機能の確保  
県災害対策本部・地方部における災害薬事コーディネーター機能の体制整備を追記
- JAXA、ドローン関係団体からの情報提供  
JAXA、ドローン関係団体からの被災地における被害情報の提供を追記
- 広域受援における通信の臨時確保  
広域受援における通信の臨時確保に関する内容を追記
- 液体ミルク、携帯・簡易トイレの確保  
乳児用液体ミルク及び携帯・簡易トイレの確保を追記
- 歴史的公文書等の保護  
歴史的公文書等の被害状況の把握や所有者等に対する保存、応急処置及び被害拡大防止等の措置にかかる指示・助言を追記

## 2 三重県石油コンビナート等防災計画

三重県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに災害の予防対策及び応急活動等必要な事務を定めることにより、総合的な防災・減災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

令和2年3月には、中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所の廃止及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正を行います。

**(1) 中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所の廃止に伴う修正**

中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所（現在は、中部電力株式会社尾鷲三田工事所）は、発電事業の廃止に伴い、石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所の要件を満たさなくなりました。

これに伴い同発電所長を三重県石油コンビナート等防災本部の本部員から解任するとともに、関連箇所を修正を行います。

**(2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正**

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴い、南海トラフ地震臨時情報発表時における措置の追加等の修正を行います。

**3 今後のスケジュール**

令和2年3月25日（水） 防災会議で協議

# 三重県地域防災計画等の修正概要（令和2年3月修正）

## 1 三重県地域防災計画 修正の主な内容

近年、全国各地で発生し大規模災害となった風水害や大地震の教訓等をもとに修正された国の防災基本計画等の内容を反映するとともに、本県独自に取り組んでいる対策の実態を踏まえて、防災のために行うべき事務や業務を修正します。

地震・津波対策編	風水害等対策編
<p><b>（南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正等）</b></p> <p>（1）南海トラフ地震臨時情報発表時の対応の追加 南海トラフ地震臨時情報に対する、県、市町、関係機関における防災対応の方向性を追加</p> <p>①南海トラフ地震臨時情報（調査中） 迅速な初動体制の確立や情報の収集・伝達方法について</p> <p>②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 情報の収集・伝達や後発地震に対する警戒措置等について</p> <p>③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 情報の収集・伝達や後発地震に対する注意措置等について</p>	<p><b>（風水害対応の教訓を踏まえた修正）</b></p> <p>（1）5段階の警戒レベルによる防災情報の提供</p> <p>（2）市町による避難勧告等の発令の変更 レベル3 高齢者避難・事前準備開始 レベル4 避難勧告 レベル4 避難指示（緊急） レベル5 災害発生情報</p> <p>（3）SNS、AI技術等を活用した防災対策の充実</p> <p>（4）タイムラインにおける「ステージ」への名称変更 タイムライン「レベル」→「ステージ」</p> <p>（5）「地方部タイムライン」の運用</p> <p>（6）原子力災害にかかる県外からの避難受入れ 避難経由所の設置、避難所の支援</p>
<p><b>（共通事項）</b></p> <p>（1）企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成に関する追加</p> <p>（2）地域と文化財所有者等が連携した防災対策の追加</p> <p>（3）防災人材育成の充実への修正</p> <p>（4）通信にかかる停電対策の推進の追加</p> <p>（5）全病院の災害医療マニュアルの整備の追加</p> <p>（6）災害薬事コーディネーター機能の確保の追加</p> <p>（7）JAXA、ドローン関係団体からの情報提供の追加</p> <p>（8）広域受援における通信の臨時確保の追加</p> <p>（9）液体ミルク、携帯・簡易トイレの確保の追加</p> <p>（10）歴史的公文書等の保護の追加</p>	

## 2 三重県石油コンビナート等防災計画 修正の主な内容

中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所の廃止および南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正を実施します。

## 6 三重県広域受援計画及び三重県版タイムラインの修正等について

### 1 三重県広域受援計画の主な修正について

本県では、南海トラフ地震等の大規模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、平成30年3月、「三重県広域受援計画」を策定し、防災訓練等を通じて受援計画の実効性を高めているところです。

昨年5月に国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下、「具体計画」という）」が改定されたことに加え、本年度発生した災害の教訓等を反映し、当該計画の充実を図る必要が生じたので、以下のとおり修正を行います。

#### (1) 「第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画」の修正

##### 国の具体計画の改定に伴う修正（通信の臨時確保の追加）(No1～10)

- 大規模災害発生時における国や電気通信事業者との協力体制の構築について、新たに記載します。
- 通信障害が発生している地域の把握や県内電気通信事業者への通信の臨時確保の要請、県内で対応できない場合における国の緊急災害対策本部への通信の確保の要請について記載します。
- 平常時からの取組として、通信の臨時確保が必要になると指定した重要施設のリストを関係省庁や県内電気通信事業者等と共有しておくことを記載します。

##### 令和元年房総半島台風（台風第15号）における被災地の事例等を掲載（No4）

- 千葉県において、倒木によって電力復旧に時間を要した事例や円滑に情報共有を行うことができず、重要施設への電力が速やかに供給されなかった事例を掲載します。また、先進自治体の事例を記載します。

#### (2) 「第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画」の修正

##### 令和元年東日本台風（台風第19号）における長野県中野市支援の教訓等の反映

(No11～16)

- 総務省、応援縣市及び長野県を対象とした応援団体連絡調整会議を定期的を開催することで、対口支援が決まっていなかった長野県飯山市・佐久穂町などへの対口支援が決定し迅速な災害対応につなげることができた事例とそれに合わせて、応援団体間で情報共有することの重要性について記載します。
- 応援職員を派遣したスキーム（中部9県1市・環境省による調整）についての事例を記載します。
- ノウハウ支援におけるバックアップ体制の重要性や平時からの関係づくりの必要性についての事例を記載します。

## 2 三重県版タイムラインの主な修正について

本県では、発災前から予測できる風水害である台風に対し、被害の最小化へつなげるため、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した「三重県版タイムライン」を策定し、平成30年4月から本格運用を開始しているところです。

令和元年度においては7つの台風で三重県版タイムラインを運用しましたが、国の警戒レベルの運用等に合わせて以下のとおり三重県版タイムラインの修正を行います。

### タイムラインレベルからタイムラインステージに名称変更・警戒レベルの追記

今年度より5段階の警戒レベルによる防災情報の運用が開始したことにともない、混同を避けるため「タイムラインレベル」を「タイムラインステージ」に名称変更します。

また、警戒レベルの表記を追記します。

#### 【すべての部隊】

箇所	旧	新
	タイムラインレベル	タイムラインステージ
想定される状況等（自然現象や気象情報等）	避難準備・高齢者等避難開始	【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始
	避難勧告・避難指示（緊急）	【警戒レベル4】避難勧告・避難指示（緊急）
	（新設）	【警戒レベル5】災害発生情報

## 3 市町受援計画及び市町タイムラインについて

### (1) 策定状況（令和2年2月時点）

市町受援計画及び市町タイムラインを既に策定している市町及び令和元年度末に策定見込の市町数は以下のとおりです。

	市町受援計画			市町タイムライン
	自治体応援職員	支援物資	ボランティア	
策定済み	2	2	1	12
令和元年度	6	7	6	7
計	8	9	7	19

### (2) 今後の取組

令和元年東日本台風等の災害や様々な計画策定への対応により、一部の市町で市町受援計画及び市町タイムラインの策定が遅れていますが、令和2年度は、引き続き研修会の開催やノウハウ等の共有に加え、市町ごとのニーズに応じた作成支援を実施するなど、早期に市町受援計画及び市町タイムラインを策定できるよう取り組みます。

## 7 地域防災課題解決プロジェクトについて

### 1 目的

大規模災害が発生した際は、地域で「共助」の中心となる自主防災組織等が市町と連携し、地域住民を支援していく必要があります。これに対応するには、平時から地域のさまざまな組織が役割分担し、地域住民の状況を把握するとともに、地域における支援を迅速に実施できる態勢が求められています。この課題に対応し、地域の「共助」の取組の活性化に向けた「手引書」を作成することを目的として、本プロジェクトを実施しました。

### 2 取組期間

平成30年4月から令和2年3月まで

### 3 参加機関

三重県、三重大学、みえ防災・減災センター、伊勢市、松阪市、伊賀市

### 4 取組の概要

本プロジェクトは、本プロジェクトに参画するため、県内3市から、みえ防災・減災センターに派遣された連携研究員が行う、各市の「共助」に関する研究の取組と連携させながら進めました。取組の成果については、「共助」推進に向けた手法や実例を整理した手引書として作成しました。

### 5 今後の取組

今回作成した手引書等をもとに県内市町を対象とした「共助」の取組の水平展開を行い、地域の防災力向上を図ります。

#### ① 市町防災担当者への支援

市町等防災対策会議等により市町村等への手引書等の周知を図るとともに、みえ防災・減災センターで実施する市町職員を対象にした研修会等で活用方法の共有を行い、市町の「共助」の取組を支援します。

#### ② 住民協議会・自主防災組織等への支援

住民協議会・自主防災組織等が主体的に「共助」の取組を行う際に実施されている防災講話等の場に、県防災技術指導員等を派遣して、手引書等を活用して支援します。

#### ③ 県事業との連動

手引書等による「共助」の取組の促進にあたっては、個人の避難計画の策定から地区防災計画の策定までの支援を目的に取り組む「Myまっぷラン+ (プラス)」や、誰もが安心して避難できる環境づくりをめざす「みんなでつくる避難所プロジェクト」の取組と連動させ、実践的な支援を行います。



## 手引書（「共助」の取組促進の手引き）について

### 1 目的・背景・ねらい

本手引書は、市町の担当者等がターゲットを明確にして取組を進めようとする際に発生する課題に対応することを目的として、取組手法を段階別に整理し、参考となる事例を集めたものです。

各手法を県内外の取組事例や関係する手引書類の情報と共に紹介することで、課題の解消をめざしています。特に、取組過程での課題解決のため、プロジェクトの取組を通じて得た身近な事例も掲載しています。

「手引書の枠組（事例一覧）」（3頁）では、市町の担当者等が地域での取組を円滑に進めるための手法と195の事例等を一覧に整理し、取り組む上で生じる課題に応じて参考となる情報を検索しやすいよう工夫しています。

### 2 手引書の内容

#### （1）第1章 地域における「共助」の推進 11頁～

##### ① 第1節 取組準備 11頁～

地域における「共助」を発展性のある活動として継続していくには、地域住民が主体となった取組にしていくことが重要です。しかし、地域によって条件が異なるため、一律にまたは一斉に取り組むことは困難です。

そのため、各地域の地形や災害リスク、地域住民の意欲や防災活動の状況、市町として実施できる支援の状況等をふまえて、市町の担当者が取組む地域の選定や取組の内容を検討する必要があります。

具体的には、取組の段階に応じて「1市町内の課題認識」、「2方針・目標設定」、「3取組地区の選定」、「4取組体制の構築支援」、「5市町内促進体制・手法」として時系列で整理しており、取組の基礎となる「種まき」の作業となります。

##### ② 第2節 取組実行 25頁～

地域住民の合意を得ながら計画的に取組が進められるよう行程表を作成し、実施・実践の段階に移る際は、地域が主体となった取組となるよう、意識の醸成を図るための工夫や方向性の決定を市町担当者と自治会等と意見交換を通じて行うなどの配慮が必要です。また、取組を進めていく中で住民間の意識の差が生じていないか、また取組の中心となっている方への負担感が生じていないかなどを確認していくことも重要です。

そのため、地域住民との合意を得ながら、計画的に行程表の作成や意識の醸成、意見交換を通じて方向性の決定等を行うとともに、地域住民に主体的に取り組んでいただけるよう、地域住民間の意識の差を埋める工夫や特定の方の負担を軽減できるよう進める必要があります。

具体的には、「1取組行程の作成等全般」、「2地区における主体性の意識醸成（準備・学習）」、「3地区における取組方向づくり（意見交換による展開）」として整理しており、種が大きく実を結ぶかどうかのカギとなります。

##### ③ 第3節 取組継続・展開 30頁～

取組が軌道に乗れば、取組を継続させ、次の取組や改善につなげていくとともに、取組事例を市町の他地区に水平展開させていくことが重要です。

そのため、取組を継続できるような計画がPDCAサイクルで回るような工夫を促し、水平展開できるような情報共有やその展開方法を検討する必要があります。

具体的には、「1地区での継続」、「2他地区への水平展開」として整理し、取組の成果が実り、あるいは新たな地で芽吹くための工夫となります。

## (2) 第2章 個別の課題への対応 37頁～

### ① 第1節 避難計画の作成 38頁～

避難計画は、地震・津波、風水害・土砂災害等を想定して、避難所等にたどり着けるよう検討し、住民の参画等により作成する必要があります。

Myまっぷランの取組を9市町で展開しており、さらに取組を進め、住民の的確な避難につながるよう、ハザード等情報の収集や個々の住民の避難計画の作成、避難誘導の方法、それらをふまえた地区の避難計画の作成等を整理しました。

特に、取組着手に関して理解が深められるよう、避難計画策定の事例を網羅的にまとめるとともに、地区にあった作業行程を見出すことができるよう具体的な事例を示しました。

### ② 第2節 避難行動要支援者への支援 47頁～

避難行動要支援者は、自力避難が困難で円滑・迅速な避難のために支援が必要であり、その実施にあたっては、名簿や個別計画等を作成する必要があります。

要支援者名簿の提供は、現在のところ県内4市町（一部提供18市町）となっており、避難行動要支援者の的確な避難といった支援につながるよう、避難行動要支援者にかかる全体計画の作成や、取組体制・支援体制の構築、名簿の作成・共有・更新、個別計画の作成・更新といった一連の取組に加え、福祉避難所の運営や災害時の取組についても参考となる情報を整理しました。

特に、支援の中で課題となっている名簿の提供・活用や個別計画作成が進むよう多様な事例を示しました。

### ③ 第3節 避難所運営マニュアルの作成 67頁～

避難所は、避難した住民や家に戻れなくなった住民のための施設で、その運営にあたっては、住民主体で避難所運営マニュアルを作成する必要があります。

マニュアルの作成は、指定避難所1,430か所のうち、21市町156カ所となっているため、避難所の円滑な運営につながるよう、避難所運営マニュアルの作成方法や改訂方法、取組体制・支援体制の構築、訓練の進め方を整理しました。

特に、避難所の属性に応じた展開方法や、作成して終わりではなくPDCAサイクルによって新しい「気づき」を増やせるシートの活用事例を示しました。

### ④ 第4節 地区防災計画の作成 74頁～

地区防災計画は、効果的に地域全体の防災総合力を向上させる、地域の住民や事業者が主体となって地域の特性に応じた計画を作成する必要があります。

地区防災計画の作成は、4市町となっており、効果的な地区防災計画につながるよう、地区防災計画の作成方法や参考となる手引きの情報を整理しました。

特に、地域防災計画に位置付けされていない計画でも、地域の防災力向上に資する取組は事例として示しました。

### (3) 地域課題解決プロジェクトに参加した3市の取組結果(参考) 79頁～

連携研究員として参画している市職員が中心となり、取組項目を定め、それぞれの市の対象地区の関係者の皆さんと連携しながら、取組を進めました。

#### ① 伊賀市〔地域の防災に対する意識の向上〕 80頁～

平成30年度は山田地区、令和元年度は三田地区で、住民自治協議会の防災を検討する部会において検討を行い、防災講演会(キックオフ)のあと、地域住民全戸アンケートやHUG(避難所運営ゲーム)等を実施し、地域全体での防災意識の底上げを目指しました。また、防災訓練等を通じて、避難所体験や安否確認等を行いました。

その結果、地域の防災に対する意識の向上や、主体的で継続的に取り組める仕組みづくりを図れました。

今後は、防災を切り口に地域づくりの取組を進めるとともに、防災意識の向上を図りながら地域の持つ力を把握し、柔軟に地域に合わせた取組が推進できるよう支援していく必要があります。

#### ② 伊勢市〔避難所運営マニュアルの作成〕 83頁～

平成30年度、令和元年度の2ヶ年にわたり神社(かみやしろ)地区で、神社まちづくり協議会の活動推進組織である「安心して住めるまちづくり委員会」で検討を行い、グループワークにて意見出し等を行い、若年層への活動参加も促しながら、毎年活動の中で修正・訓練・グループワークで肉付けしていく形で、マニュアルを整備していきました。

その結果、住民主体を基本に「我が事」となる防災活動を念頭に、時間軸に沿って何をすれば良いかの分かるマニュアルシート作りや、完成することなく常に追加と修正を行う「完成しないマニュアル」を作成しました。

今後は、地域でPDCAが回るよう、継続して活動してもらうための工夫として、次年度以降への課題を残し、意識させていく必要があります。また、他地区へ展開するには、取組体制の構成員の交代も念頭に、長期と短期の目標を明確にして活動していく必要があります。

#### ③ 松阪市〔津波・土砂災害に対する避難計画(地区防災計画)の策定〕 86頁～

平成30年度、令和元年度の2ヶ年にわたり西黒部地区及び鶴(かささぎ)地区で、住民協議会長やその役員等で構成する「代表者会議」、自治会役員や民生委員、小中学校長等で構成する「全体会議」で検討するとともに、令和元年度には新たに湊地区及び大石(おいし)地区において検討を行いました。また、防災講演会や地区防災計画の説明会、ワークショップ(DIG(災害図上訓練))を実施して、避難における課題等を議論し、地区防災計画や地区土砂災害タイムラインを策定するとともに、避難行動要支援者への支援も目的とした訓練等を実施しました。

その結果、地区が抱える津波や土砂災害の災害リスクを考え、被害軽減に向けた地区防災計画を策定できました。

今後は、さらに住民の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者の個別計画等の作成を進めていく必要があります。また、他地区へ展開するためには、今回の取組事例を紹介する講演会・シンポジウムを開催して周知を図る必要があります。

## 8 令和元年度「防災に関する県民意識調査」結果(速報)について

### 1 目的

県では、県民の皆さんの自然災害に対する備えの状況や防災に関する意識を把握し、県の防災・減災対策に活用するため、平成14年度から「防災に関する県民意識調査」を実施しています。

### 2 調査方法

県内20歳以上の県民の方にアンケート調査票を郵送する方法で実施しました。

- (1) 調査対象：県内全市町の20歳以上の5,000人
- (2) 調査期間：令和元年11月1日から令和元年11月18日まで
- (3) 回収率：50.7% (2,535人/5,000人)
- (4) 設問数：55問(枝問含む)

### 3 令和元年度の調査結果の概要

#### (1) 主な調査項目一覧

※( )内は意識調査における問の番号を表します。

#### ア 災害に対する意識

- ① 東日本大震災発生後の防災意識の移り変わり(問1)
- ② 内陸直下型地震の危険性の認知度(問4)
- ③ お住まいの地域の風水害による危険性の認知度(問7)
- ④ 南海トラフ地震臨時情報等の認知度(問5)
- ⑤ 災害に関する情報「警戒レベル情報」の認知度(問6)

#### イ 災害時の避難行動

- ⑥ 夜間の大地震に遭遇した際の避難行動(問2)
- ⑦ 局地的大雨等の避難行動(問8)

#### ウ 「自助」の取組状況

- ⑧ 家庭での防災対策の状況(問10)
- ⑨ 地域や職場での防災活動への参加状況(問18)
- ⑩ 家具固定の実施及び家具固定をしていない危険性の認識(問11)

#### エ 「公助」や県の施策の認知度

- ⑪ 「公助」による防災・減災の取組(問27)
- ⑫ 「防災みえ.jp」ホームページの認知度(問12)
- ⑬ 「防災みえ」Twitter(ツイッター)、LINE(ライン)の認知度(問15-1)
- ⑭ 学校の防災教育の家庭での認知度(問25-1)

(2) 主な調査項目の結果

ア 災害に対する意識

東日本大震災時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている方が、若干増加しました。内陸直下型地震の危険性については、自宅周辺の活断層の認知度が、例年と変わらず4割弱程度となりました。

また、地域の風水害の危険性の認知度は、増加傾向にあります。

その他、南海トラフ地震臨時情報の認知度は低く、さらなる啓発が必要です。

①東日本大震災発生後の防災意識の移り変わり（問1）

東日本大震災の発生から8年あまりが経過し、昨年は大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震が発生しましたが、この大震災と地震を受け、あなたの防災意識に変化はありますか。（一つだけ〇）

	1	2	3	4	5
選択肢	東日本大震災以前から、変わらず高い防災意識を持ち続けている	東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている(またはさらに高まった)	東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある	東日本大震災発生時に危機意識を持ち、その後、時間の経過とともに危機意識が薄れつつあったが、近年頻発する地震により、再び高まった	東日本大震災発生時にも、近年頻発する地震発生時にも、特に危機意識は持たなかった
<R1>	10.6%	17.7%	30.7%	34.5%	3.1%
<H30>	11.0%	15.5%	21.6%	44.3%	4.2%
<H29>	11.6%	15.1%	36.2%	28.5%	5.1%

- ・「東日本大震災以前から、変わらず高い防災意識を持ち続けている」、「東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらずに持ち続けている(またはさらに高まった)」と答えた方が26.5%から28.3%と若干、昨年度を上回りました。
- ・「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えた方の割合は、R1は30.7%でしたが、H30は21.6%、H29は36.2%と変動が大きくなっています。
- ・「東日本大震災発生時に危機意識を持ち、その後、時間の経過とともに危機意識が薄れつつあったが、近年頻発する地震により、再び高まった」と答えた方の割合は、R1は34.5%、H30は44.3%、H29は28.5%とこちらも変動が大きくなっています。

## ②内陸直下型地震の危険性の認知度（問4）

3年前には熊本地震、昨年は大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震が発生しましたが、これらの地震を受け、あなたはお住まいの地域での内陸直下型地震の危険性についてどの程度知っていますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	熊本地震・大阪府北部を震源とする地震・北海道胆振東部地震が発生する以前から、自宅周辺で活断層が近くにあること（または、ないこと）を知っていた	熊本地震・大阪府北部を震源とする地震・北海道胆振東部地震が発生して、内陸直下型地震の危険性を実感したので、情報収集を行い、自宅周辺で活断層が近くにあること（または、ないこと）を知った	熊本地震・大阪府北部を震源とする地震・北海道胆振東部地震が発生してから、内陸直下型地震の危険性を実感したが、自宅周辺に活断層があるかどうか、確認することはしていない	内陸直下型地震の危険性について、あまり知らない、またはあまり考えたことがない
<R1>	26.9%	10.9%	41.0%	20.0%
<H30>	29.9%	9.4%	41.3%	17.8%
<H29>	28.5%	9.3%	39.3%	21.4%

・自宅周辺に活断層があること（または、ないこと）を知っているという方は、例年と同程度の4割弱という結果になりました。

## ③お住まいの地域の風水害による危険性の認知度（問7）

あなたがお住まいの地域の風水害（高潮や川のはん濫、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）の危険性について、どの程度ご存知ですか。（いくつでも○）

	1	2	3	4	5
選択肢	高潮による浸水の危険性があることを知っている	川のはん濫による浸水の危険性があることを知っている	内水はん濫による浸水の危険性があることを知っている	自分の家が土砂災害の危険性がある地域内またはその近くにあることを知っている	自分の家が浸水や土砂災害の被害を受けることがない、安全な場所にあることを知っている
<R1>	18.5%	31.0%	10.4%	14.2%	32.7%
<H30>	18.7%	31.8%	6.8%	11.7%	36.3%
<H29>	15.6%	28.3%	7.6%	11.9%	33.6%

	6
選択肢	地域の風水害の危険性について、あまり知らないまたはあまり考えたことがない
<R1>	13.8%
<H30>	15.7%
<H29>	21.4%

- ・「内水はん濫」の危険性があることを知っていると答えた方の割合が、H29から継続して増加しています。
- ・「地域の風水害の危険性について、あまり知らないまたはあまり考えたことがない」と答えた方の割合が、H29は21.4%、H30は15.7%、R1は13.8%と減少傾向にあります。

#### ④南海トラフ地震臨時情報等の認知度（問5）

気象庁は、令和元年5月から、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合、「南海トラフ地震臨時情報」等を発表することとしています。この情報について、あなたはどの程度ご存知ですか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	どのような情報かインターネットやパンフレット等で確認し、よく知っている	テレビ番組の解説等で、どのような情報か聞いたことがある	耳にしたことはあるが、具体的にどのような情報か知らない	知らない
<R1>	5.5%	26.9%	40.2%	26.7%

- ・今年度から新たな設問として意識調査を行いました。
- ・「具体的にどのような情報か知らない」「知らない」と答えた方の割合が6割を超えています。

#### ⑤災害に関する情報「警戒レベル情報」の認知度（問6）

今年度から、災害に関係する情報には、5段階の「警戒レベル情報」が付与されることになりました。この「警戒レベル情報」について、あなたはどの程度ご存知ですか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	どのような情報かインターネットやパンフレット等で確認し、よく知っている	テレビ番組の解説等で、どのような情報か聞いたことがある	耳にしたことはあるが、具体的にどのような情報か知らない	知らない
<R1>	12.0%	66.7%	16.5%	4.1%

- ・今年度から新たな設問として意識調査を行いました。
- ・「よく知っている」「どのような情報か聞いたことがある」と答えた方の割合が7割を超えています。

## イ 災害時の避難行動

夜間の大地震に遭遇した際や局地的大雨等の避難行動で、「避難しない」「避難を考えない」と答えた方の割合が1割以上となっています。

適切な避難行動を促進するためには、市町と地域が連携した共助の取組を促進する取組が重要と考えられます。

### ⑥夜間の大地震に遭遇した際の避難行動（問2）

夜遅くあなたがご自宅にいたとき、突然、今まで経験したことがないような大きな揺れに襲われ、その揺れが1分以上続き、停電もしています。揺れが収まった後、あなたは避難しますか。（一つだけ○）

	1	2	3
選択肢	すぐに避難する	しばらく様子を見てから避難する	避難しない
<R1>	13.9%	71.0%	14.2%
<H30>	15.0%	69.7%	14.2%
<H29>	17.0%	70.4%	11.7%

- ・「すぐに避難する」と答えた方の割合は、減少傾向にあります。一方、「避難しない」と答えた方の割合は、前年と同じでした。

### ⑦局地的大雨等の避難行動（問8）

あなたのお住まいの地域で、これまでに経験のない大雨が急に降りだし、降り続いたとします。あなたは、このような状況において、どのような避難行動をとりますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4	5
選択肢	気象情報や周辺の様子を確認して、避難する	市町から「警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)」、「警戒レベル4(避難勧告、避難指示(緊急))等が出されてから避難する	避難を考えない	避難の必要がない	避難行動をとることができない
<R1>	38.7%	35.4%	12.3%	6.5%	3.2%

- ・今年度から選択肢を変更して意識調査を行いました。
- ・局地的大雨等で「避難を考えない」と答えた割合は12.3%となりました。



<参考 昨年度までの設問・選択肢による割合>

近年、国内では局地的な大雨が頻発し、甚大な浸水被害や土砂災害が発生しています。あなたのお住まいの地域で、これまでに経験のない大雨が急に降りだし、降り続いたとします。

あなたは、このような状況において、どのような避難行動をとりますか。(一つだけ○)

	1	2	3	4	5	6
選択肢	移動が困難な状況であっても、自宅より安全な避難所等に避難しようとする	周辺の様子を見て、避難するか自宅に留まるかを判断する	気象情報等でこれまでの総雨量や今後の予報を確認して、避難するか自宅に留まるかを判断する	市町から「避難勧告」や「避難指示(緊急)」等が出されてから避難するかしないかを考える	避難しない(避難の必要がない)	避難行動をとることができない
<H30>	2.5%	32.2%	22.1%	24.4%	12.2%	1.8%
<H29>	2.4%	29.3%	19.7%	31.6%	10.5%	

	7
選択肢	わからない
<H30>	2.2%
<H29>	3.7%

## ウ 「自助」の取組状況

県民の皆さんが、災害について「知る、備える、行動する」自助の取組に関する調査結果です。

家庭での基礎的な防災対策である飲料水、食料の備蓄、非常持ち出し袋の準備について、対策を行っている方は増加しており、地域や職場で防災活動に参加した方の割合も増加しています。

その他、携帯電話・スマートフォンの予備電源の確保している方の割合が増加しています。これは、昨年と同様に今年も全国的に台風のために停電が発生した場所が多く、停電に対して備える方が増えたものと考えられます。

### ⑧家庭での防災対策の状況（問10）

あなたの家では災害に備えて、どんな防災対策を行っていますか。（いくつでも○）

	1	2	3	4	5
選択肢	3日以上の飲料水を備蓄している(ご家族ひとり一日あたり3リットルとして計算してください)	3日以上の食料を常に確保している	懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している	災害が起きたとき避難する場所を決めている	災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話各社の災害用伝言板サービスの活用等、家族間の連絡方法を決めている
<R1>	39.1%	28.3%	50.4%	32.8%	9.7%
<H30>	36.9%	26.7%	50.3%	35.1%	10.9%
<H29>	33.7%	26.4%	47.3%	36.6%	10.5%
	6	7	8	9	10
選択肢	家族がはなればなれになったときの待ち合わせ場所を決めている	携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している	自家用車の燃料計が半分程度になった時点で、給油をしている	お風呂にいつも水を入れている	ガラスが割れて飛び散らないよう対策をしている
<R1>	16.9%	26.4%	28.9%	13.1%	7.1%
<H30>	18.7%	25.1%	26.2%	12.1%	7.7%
<H29>	18.7%	15.3%	24.0%	11.4%	5.3%
	11	12	13	14	15
選択肢	消火器を用意している	懐中電灯や携帯ラジオ等を置く場所を決め準備しており、電池交換等、こまめに点検している	枕元にスリッパを置いている	いつも笛を身につけている	本棚や食器棚等から物が飛び出ないようにしている
<R1>	29.5%	40.4%	14.2%	2.0%	13.3%
<H30>	31.7%	46.0%	13.9%	2.2%	13.2%
<H29>	33.4%	36.2%	13.3%	3.0%	14.2%

	16	17	18	19	20
選択肢	寝室に転倒の危険性のある家具類等を置かないようにしている	地震・高潮・洪水等の自然災害に対応した保険に加入している	感震ブレーカーを設置している	ペットの餌や水、ケージ等、ペットの防災用品の準備や、避難先の検討等を行っている	その他
<R1>	34.9%	31.0%	4.1%	3.6%	2.1%
<H30>	37.9%	31.4%	3.9%	3.5%	2.4%
<H29>	35.9%	27.9%	3.6%	2.5%	2.5%

	21
選択肢	特に対策をとっていない
<R1>	6.4%
<H30>	8.8%
<H29>	11.8%

- ・「3日分以上の飲料水を備蓄している」や「3日分以上の食料を常に確保している」「携帯電話やスマートフォンの予備電源を確保している」などの備蓄等に関する備えの割合は、確実に増加しています。
- ・「懐中電灯や携帯ラジオ等を入れた非常持ち出し袋を準備している」が50.4%と最も多く、「懐中電灯や携帯ラジオ等を置く場所を決め準備しており、電池交換等こまめに点検している」が40.4%、「3日分以上の飲料水を備蓄している」が39.1%と続いています。

#### ⑨地域や職場での防災活動への参加状況（問18）

あなたは、過去1年間に、お住まいの地域や職場での防災活動に参加したことがありますか。（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	地域の防災活動に参加した	職場の防災活動に参加した	地域と職場、両方の防災活動に参加した	参加していない
<R1>	25.8%	18.5%	5.7%	47.8%
<H30>	28.6%	15.6%	3.5%	50.5%
<H29>	29.8%	14.2%	4.2%	49.8%

- ・地域や職場で何らかの防災活動に参加した方の割合は50.0%（内訳：地域25.8%、職場18.5%、地域・職場5.7%）となり、わずかながらに増加しました。（H30 47.7%、H29 48.2%）

⑩家具固定の実施及び家具固定をしていない危険性の認識（問 11）

ご自宅では、家具類や冷蔵庫、テレビなどが転倒しないよう固定をしていますか。

（一つだけ○）

	1	2	3	4
選択肢	大部分固定している	一部固定している	固定していない	固定する必要がない
<R1>	11.0%	42.0%	44.8%	1.5%
<H30>	11.6%	40.6%	45.8%	1.1%
<H29>	11.8%	40.7%	45.6%	1.1%

「2. 一部固定している」、「3. 固定していない」、「4. 固定する必要がない」と回答された方にお尋ねします。あなたのご自宅は、一部の家具固定や家具固定なしでも、ケガをしない、家屋から脱出できなくなることはない等、安全な状態にありますか。（一つだけ○）

	1	2
選択肢	安全な状態にある	安全な状態とは言えない
<R1>	40.1%	57.3%
<H30>	36.1%	60.7%
<H29>	37.2%	59.2%

- ・家具固定の実施状況は昨年度の回答と状況はほぼ横ばいとなっています。
- ・今回も「固定していない」と答えた方の割合が最も多く 44.8%となり、関連設問においては、6 割近くの方が、家具の固定について「安全な状態とは言えない」と答えています。

## エ 「公助」や県の施策の認知度

防災基盤の整備や災害情報の提供など「公助」による防災・減災の取組に関する調査結果です。

防災・減災対策の取組の進展度については「テレビや新聞で県や市町等の防災・減災施策に関する報道が増えたと感じたとき」、「携帯電話等への緊急速報メールやインターネットによる情報発信が充実してきたと感じたとき」に実感すると選ばれた方が共に5割を超えているなど、全体として取組が進んでいると実感している人が増加していると考えられます。

「防災みえ.jp」のホームページの認知度は5割を超え、一定程度認知されていますが、Twitter(ツイッター)や、LINE(ライン)については利用割合が低く、今後一層、普及啓発を図っていく必要があります。

### ①「公助」による防災・減災の取組（問27）

東日本大震災や紀伊半島大水害の発生を受け、三重県では防災・減災対策を県政の最重要課題に掲げて、国や市町など関係機関と連携しながら様々な取組を進めているところです。

あなたは、どのようなときに、以前よりも防災・減災の取組が進んできたと感じましたか。（いくつでも○）

	1	2	3	4	5
選択肢	テレビや新聞で県や市町等の防災・減災施策に関する報道が増えてきたと感じたとき	県や市町の広報誌等で防災・減災対策に関する取組を目にする機会が増えてきたと感じたとき	地域における防災講演会等の防災啓発イベントの開催頻度が増え、内容が充実してきたと感じたとき	携帯電話等への緊急速報メールやインターネットによる情報発信が充実してきたと感じたとき	避難路や避難所の整備、堤防の補強工事や河川改修等のハード整備が進んできたと感じたとき
<R1>	54.7%	27.5%	10.2%	53.0%	17.1%
<H30>	52.6%	27.2%	9.9%	54.9%	16.9%
<H29>	51.7%	29.3%	11.9%	49.1%	17.9%

	6	7
選択肢	その他	あまり取組が進んだとは思わない
<R1>	1.4%	9.5%
<H30>	1.8%	12.0%
<H29>	1.9%	12.2%

- ・「テレビや新聞による報道の増加」が54.7%と最も多く、「メールやインターネットによる情報発信の充実」と答えた方がほぼ同程度の53.0%、「県や市町の広報誌等」が27.5%と続いています。
- ・「あまり取組が進んだとは思わない」と答えた方の割合が、9.5%とH30の12.0%、H29の12.2%と比べ、減少しています。

⑫ 「防災みえ.jp」 ホームページの認知度 (問 12)

あなたは、「防災みえ.jp」 ホームページをご存知ですか。(一つだけ○)

	1	2	3	4
選択肢	知っている、大雨や台風等の災害が発生する恐れがある時(以下「災害時」という。)に見たことがある	知っているが、災害時に見たことがない	知らない	インターネット等の環境がない(スマートフォン等を持っていない)
<R1>	24.5%	28.6%	40.6%	5.0%
<H30>	25.4%	26.8%	39.1%	7.3%
<H29>	17.2%	24.2%	42.1%	14.2%

- ・「知っている、災害時に見たことがある」と答えた方の割合が、昨年度とほぼ同じ割合で、24.5%となりました。
- ・「知らない」と答えた方の割合は、4割程度とほぼ変化がありません。

⑬ 「防災みえ」 Twitter (ツイッター)、LINE (ライン) の認知度 (問 15-1)

三重県では、台風の接近に伴う注意喚起等を Twitter (ツイッター) や LINE (ライン) で発信しています。あなたは、このことをご存じですか。(いくつでも○)

	1	2	3	4
選択肢	ツイッターのフォロワーになっている	ツイッターでの発信について知っているが、フォロワーになっていない	以前にツイッターのフォロワーになっていたが、やめた	ツイッターでの発信について知らない
<R1>	2.1%	8.6%	0.2%	49.0%
<H30>	3.2%	15.4%	0.1%	76.6%

	5	6	7	8
選択肢	ラインの友だち登録をしている	ラインでの発信について知っているが、友だち登録をしていない	以前にラインの友だち登録をしていたが、やめた	ラインでの発信について知らない
<R1>	3.8%	6.9%	0.2%	71.9%
<H30>	3.4%	11.9%	0.1%	79.0%

(今年度から調査方法を変更したため昨年度との比較は参考値とします)

- ・ツイッターのフォロワーは2.1%、ラインの友だち登録は3.8%となっています。

⑭学校の防災教育の家庭での認知度（問 25-1）

三重県では、「防災ノート」等防災教育用の教材を作成・配布し、学校での活用を要請するなど、学校での防災教育の充実に取り組んでいます。あなたは、お住まいの児童生徒が通っている学校の防災教育についてどの程度知っていますか。（一つだけ○）

※ 複数の児童生徒がいる場合は、一番年下の児童生徒が通っている学校についてお答えください。

	1	2	3	4
選択肢	学校の防災教育の内容を知っており、学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある	学校の防災教育の内容は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない	学校で防災教育が行われていることは知っているが、内容は知らない	学校で防災教育が行われているかどうか分からない
<R1>	17.5%	15.0%	35.9%	29.4%
<H30>	17.4%	12.5%	37.5%	28.9%
<H29>	16.0%	13.2%	36.8%	31.1%

- 小学生から高校生までの児童生徒がいる家庭の約7割が、学校で防災教育が行われていることを認知しています。
- そのうち、「学校の防災教育の内容を知っており、学校で受けた防災教育をもとに、家庭で防災対策について話し合ったことがある」が17.5%、「学校の防災教育の内容は知っているが、学校で受けた防災教育をもとに家庭で防災対策について話し合ったことはない」が15.0%と、学校の防災教育の内容を認知している家庭は、あわせて32.5%と昨年度に引き続き増加しました。

## 4 今後の対応

### (1) 危機意識を避難行動につなげる

調査結果により、災害に対する意識の高まりは見られるものの、災害時に避難を考えない人の割合が一定あることから、自然災害に対する理解の促進、防災情報の適切な伝達、「防災の日常化」を進めることによる「自助」、「共助」の深化につながる取組を進めていきます。

また、南海トラフ地震臨時情報等が発表された際の防災対応について、市町と連携して普及啓発を進めていきます。

### (2) 継続した防災対策

災害に伴うインフラの停止等に備えた飲料水・食料の備蓄を始め、日頃からの備えである家具の固定、住宅の耐震化や防災活動への参加を引き続き呼びかけるなど、市町、企業、地域の防災関係機関と連携しながら、継続して地域の防災力の向上を図っていきます。

### (3) 県の防災情報提供ツールの利用促進

県の防災情報提供ツールで、認知度が低い「ライン」、「ツイッター」について、身近な情報源としての利用のメリットを周知し、利用促進を図っていきます。また、認知度が5割以上ある「防災みえ.jp」(ホームページ)についても引き続き利用促進を図ります。

## 5 今後の予定

本調査結果については、今後、年齢、市町別、津波危険地域等の属性別や設問間のクロス集計などにより、さらに分析を加えたうえで、令和2年3月下旬に報告書として取りまとめて情報提供し、今後の防災・減災対策に活用していきます。



## 9 袋井市原子力災害広域避難計画について

東日本大震災を踏まえた災害対策基本法等の改正等により、原子力施設から概ね半径30kmを管轄に含む関係道府県及び市町村は原子力災害に備えて事前の避難計画策定が義務付けられたことから、関係道府県及び市町村は国の支援のもと、避難計画の策定に取り組んでいます。

### 1 経緯

- (1) 平成26年2月、浜岡原子力発電所が立地する静岡県では避難計画の対象となる住民が約94万人(平成28年4月現在)にのぼり、静岡県内だけでは対応できないことから、静岡県から三重県を含む12都県(群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県)に対して、受入れ要請がありました。
- (2) 平成26年10月には、静岡県から三重県に対して袋井市民87,155人(平成27年4月現在)の受入れ要請がありました。
- (3) 平成29年3月、各市町と協議した結果、袋井市民の受入れを県内29市町で行うことを決定しました。
- (4) 令和2年3月には、袋井市において、県内29市町で袋井市民を自治会連合会ごとに受け入れる内容の「袋井市原子力災害広域避難計画」(以下、「袋井市避難計画」)が策定されました。

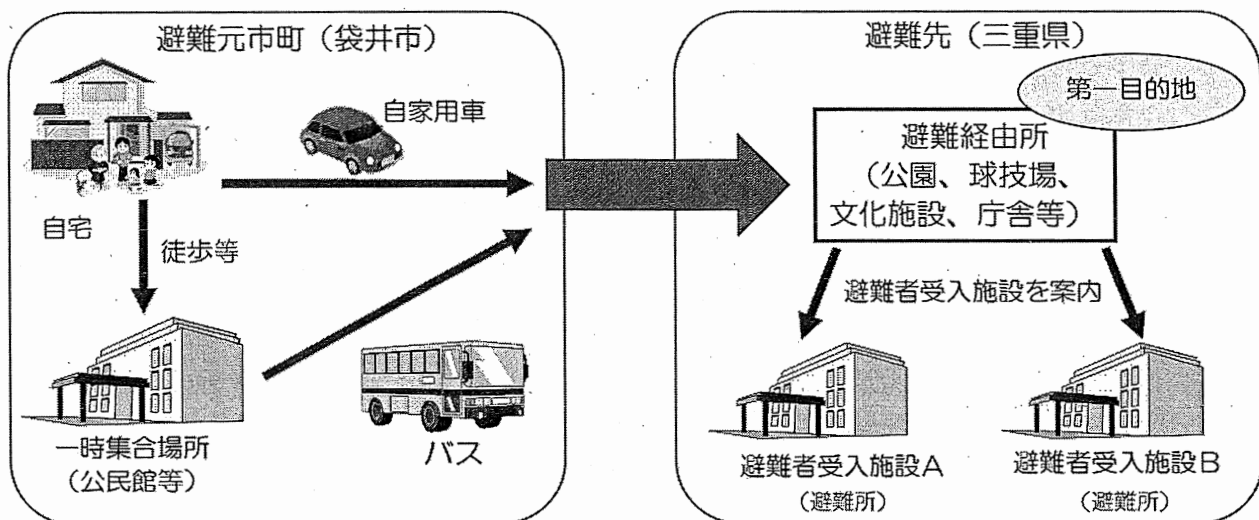
### 2 袋井市避難計画の内容

浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合、袋井市民は自家用車等で避難し、静岡県内で放射能汚染の検査を受け、三重県内に設置される避難経由所を経て、避難者受入施設(避難所)で避難を行います。(下図参照)

(避難経由所及び避難先市町は別紙参照)

なお、南海トラフ地震等により三重県に被害が生じている場合は、福井県が避難者を受け入れます。

※避難経由所・・・避難経由所とは、避難者が避難する際に、第一目的地となり、かつ、避難者に避難者受入施設(避難所)を案内する機能等を持たせた場所。



### 3 避難受入に関する役割等について

- (1) 避難受入にあたり三重県内で生じた費用・損害については、基本的には袋井市で負担します（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律が適用されます）。
- (2) 避難にあたり必要となる食料や資機材は、原則、静岡県と袋井市で調達しますが、三重県や市町が既存の備蓄等で支援した場合、別途袋井市が費用を負担します。
- (3) 県と市町の役割として、県が避難経由所を運営し、市町が避難者受入施設を運営することとしています。

### 4 三重県における今後の予定

- |              |  |
|--------------|--|
| 令和2年3月25日（水） | 地域防災計画へ避難受入について反映し、三重県防災会議にて説明   |
| 令和2年度以降      | 三重県・県内市町・静岡県・袋井市が連携し、避難受入マニュアルの作成（令和3年度に完成予定）<br>県内市町と袋井市の避難受入に関する協定締結 |

**各自治会連合会の避難先**

[原子力災害が単独で発生した場合]

自治会連合会	避難先	避難経由所
浅羽南 笠原	桑名市・木曾岬町	国営木曾三川公園 カルチャービレッジ (輪中ドーム)
浅羽西	いなべ市・東員町	
浅羽東 浅羽北 豊沢 高南	四日市市・菰野町 朝日町・川越町	三重県広域防災拠点 (北勢拠点)
愛野 高尾	鈴鹿市	三重県営鈴鹿スポーツガーデン (三重交通G スポーツの杜 鈴鹿)
駅前	亀山市	
川井 方丈	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの
袋井 袋井西 田原	名張市	
袋井北 袋井北四町	津市	三重県総合文化センター
今井 袋井東一	松阪市・大台町	松阪市中部台運動公園
袋井東二	多気町・明和町	
上山梨 下山梨	伊勢市	三重県営サンアリーナ
宇刈	志摩市・鳥羽市 玉城町・度会町 大紀町・南伊勢町	
三川	尾鷲市・紀北町 熊野市・御浜町 紀宝町	三重県尾鷲庁舎

※三重県に被害が生じている場合(複合災害)は、福井県に避難します。